	海洋環境保護標準	第 01 版
---	-----------------	---------------

付録 2 海洋環境保護のための国際要件

目的

ロシア連邦、レンダーおよび利害関係者の要求に従う、海洋環境保護に関連する国際条約、標準およびその他の要件をサハリンエナジーが正式に採用していることを確認すること。

対象者

- 健康安全環境 (HSE)総合管理者
- 企業の環境管理者
- 資産管理者
- プロジェクト、その他の管理者
- 契約当事者
- 請負業者

要件

海洋環境保護に関し、適用可能な全ての国際条約および国際的に認識されている標準の定めにサハリンエナジーが従うこと。

融資協定書の下で、HSE 文書および社会的法規に従うという公約により、サハリンエナジーは既に、ロシア法律の下で民間事業者に適用され、プロジェクト上重要な、これら HSE および社会的国際的条約の定めに従う義務を負っている。

題目	
#	要件の内容
A. 条約	
1	1982 年の「海洋法に関する国際連合条約」
	<p>国際法に、「領海」「大陸棚」「排他的経済水域」「公海」「水域」などの用語を導入し、海峡、群島、閉鎖海および半閉鎖海を規定した。海洋環境保護および海洋科学研究に特化した章もある。</p> <p>締結国は、それぞれの管轄区域または管理区域において、他国や環境に汚染被害を引き起こすことがないよう、および、事故や、管轄下や管理下の活動によって生じた汚染が、主権的権利を有する領域を超えて広がることがないよう、必要なあらゆる手段を講じる義務を負う。</p> <p>希少な、または脆弱な生態系、および、枯渇した生息環境、絶滅危惧種、絶滅に瀕した種およびその他の形態の海洋生命を保護・保全するのに必要な手段を講じる。条約の中には、様々な汚染源からの汚染の管理メンテナンスや、モニタリング、環境アセスメント等を専門に扱う章もある。</p>
2	1948 年の「国際海事機関」
	<p>設立された国際海事機関 (IMO)。組織は、議会、海上安全委員会 (MSC)、海洋環境保護委員会 (MEPC)、法律委員会 (LEG)、技術協力委員会 (TCC)、簡易化委員会 (FAL) の 5 つの委員会および、主な技術分野のいくつかの小委員会からなる。</p>



IMOの目的には、海上の安全、効果的な航行および、船舶からの海洋汚染の保護と管理に関する問題とともに、国連の機関や専門機関から参照されるであろう航海および海洋環境に関する問題において、最も実用的な標準の適用を奨励、促進することが含まれる。

3 1990年の「[油による汚染に関わる準備、対応および協力に関する国際条約 \(OPRC条約\)](#)」

船舶は、油汚染緊急時計画の配備が義務付けられている。関係者の管轄の下、海上で活動する操作員もまた、油汚染事故に対する即時および効果的な対応のための国家的システムと連動する油汚染緊急時計画または同様の手配が義務付けられている。

船舶は、汚染事故を沿岸当局に報告する義務を負うとともに、条約にはその際にとられる活動も詳述されている。条約では、油流出対応装備の備蓄、油流出対応訓練の実施、汚染事故対応の詳細な計画の作成が義務付けられている。

締結国は、汚染事故の際の支援を行うとともに、何らかの受けた支援に対して返済する義務を負う。

**4 1969年の「[タンカー油濁汚染損害の民事責任に関する条約 \(CLC\)](#)」いわゆる「民事責任条約」、
1992年の「[国際油濁補償基金の設立に関する国際条約議定書 \(FUND 1992\)](#)」**

[民事責任条約](#)は、締結国の領域（領海を含む）で発生した、持続性油濁流出による汚染損害をカバーする。これは、油を積荷として輸送する、一般的にはタンカーなどの船舶にも適用される。タンカーからバラストへの流出や、タンカー以外の船舶の油貯蔵庫からの漏れは含まれず、また防止策が功を奏しそれ以上の流出が発生しないなどで損害を回復できる場合も含まれない。条約はそれが適用される船舶に対し、一回の事故における船主の総負債額をカバーする保険への加入や他の財務的安全策の実施を義務付ける。

もし損害を受けた国や個人が、油を出した船主から補償を得られない場合や、船主からの補償が被害損害を十分にカバーしない場合、基金は汚染損害の被害者に対し、補償を支払う義務を負う。基金の補償支払い義務は、条約締結国の領域、領海内の汚染損害に限定される。基金はまた、締結国によって実施された領域外における対策に関する補償支払いの義務を負う。

**5 1976年の「[海事債権についての責任の制限に関する条約 \(LLMC\)](#)」、
1996年の「[危険物質および有害物質の海上輸送に関連する損害に対する責任並びに賠償に関する国際条約 \(HNS条約\)](#)（および2010年議定書）」**

[海のクレームに対する責任限度に関する条約](#)は、事実上、確固とした責任限度のシステムを提供する。「彼（船主）の個人的行動または怠慢で、かかる損害を発生させる意図を持って行なわれたもの、またはかかる損害がおそらく発生するであろうと知りつつ無謀に行なわれたもの」を除き、船主および救難船の責任には限度がある。

HNS条約は、様々なIMO条約と規定に含まれる要旨のリストを参照することによって定義されている。HNS条約が規定する損害には、人の死亡または障害、船外の財産の損失、または損害、環境汚染による損失または損害、予防措置の費用および、引き起こされる将来的な損失または損害が含まれる。条約は、船主に対し厳格な責任を課すとともに、保険の強制加入および保険証明書制度を導入する。

6 2001年の「[燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約](#)（通称バンカー条約）」

船舶のバンカー油流出の被害者に対し、適切、迅速、効果的な補償を可能とするための条約。条約は、国の領域、領海および排他的経済水域における被害に対して適用される。バンカー条約は汚染被害のみをカバーする独立の規約をもつ。

7 1973年の「[船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書 \(MARPOL 73/78\)](#)」

船舶から生じる汚染の防止のための国際条約 (MARPOL) は、船舶の活動または事故によって引き起こされる海洋環境の汚染予防をカバーする主要な国際条約である。条約には、船舶から生じる汚染（事故と定常操作の両方）の予防と最小化を目的とする規定が含まれ、現時点で6本の技術的附属書がついている。ほとんどの附属書には操業による排出を厳しく規制する専門領域が含まれる。

附属書I 油による汚染の防止のための規則

附属書II 化学物質（ばら積みの有害液体物質に限る）による汚染の防止のための規則

附属書III 容器に収納した状態で海上輸送される有害物質による汚染の防止のための規則



海洋環境保護標準

第 01 版

附属書IV 国際航海に従事する船舶からの糞尿および汚水の排出に関する規則

附属書V 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則

附属書VI 船舶からの大気汚染防止のための規則

締結国は附属書IおよびIIを批准する義務を負う一方、他の附属書については任意である。

8 1954年の「油濁防止国際条約」

油濁防止手段として100%有効な唯一の方法は、持続性油の海洋への放出回避を徹底すること、または、より広範囲でそれを達成できるよう手段を講じることである。

条約の規定に従って油や燃料の放出が禁止される禁止区域を設定するによってもたらされる。

9 1969年の「油濁事故の際の公海上における介入に関する国際条約（介入権条約）」、1973年改正

この条約は、軍艦または国家によって運用され政府による非商用サービスに利用される船舶を除き、海上を航行する全ての船舶に対して適用される。1969年の介入権条約は、油濁事故の際に適用される。船舶によって輸送され、万一放出された場合に海洋環境に深刻な被害を引き起こすような、主に化学物質が増加していることから、1973議定書は1969年の介入権条約のレジームを附属書に記載された物質の一覧、またはそれらの物質と同様の特性を持つ物質にまで拡大した。

10 1958年の「領海および接続水域に関する条約」

「国の主権は、その領土および内水をこえ、その海岸に接続する水域で領海といわれるもの」および「領海の上空並びに領海の海底をおよびその下に及ぶ」と規定された。

接続水域は、領海の幅を測定するための基線から十二海里をこえて拡張することができないうえ、沿岸国は、自国の領海に接続する公海上の区域において、自国の領土または領海内における通関上、財政上、出入国管理上または衛生上の規則の違反を防止するために必要な規制を行なうことができるとともに、自国の領土または領海内で行なわれたそれらの規則の違反を処罰することができる。

11 1958年の「大陸棚に関する条約」

大陸棚の探査およびその天然資源の開発は、航行、漁業若しくは海洋生物資源の保存を不当に妨害することとなるものまたは結果を公表する意図をもって行なわれる基礎的な海洋学的調査その他の科学的調査を妨害することとなるものであってはならない。

12 1972年の「国連ストックホルム宣言」

各国は、自国の資源をその環境政策に基づいて開発する主権を有し、自国の管轄権内または支配下の活動が他国の環境または国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与えないよう措置する責任を負う。

各国は、人間の健康に危険をもたらす、生物資源と海洋生物に害を与え、海洋の快適な環境を損ない、海洋の正当な利用を妨げるような物質による海洋の汚染を防止するため、あらゆる可能な措置をとらなければならない。

13 1972年の「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）（および1996年のロンドン議定書）」


ロンドン条約は、国際的監視および特定の有害物質の投棄を禁止することにより海洋汚染の予防に貢献する。加えて、いくつかの特定物質の投棄には事前の特別な許可が、また他のすべての廃棄物等の投棄には事前の一般許可が求められる。

「投棄」とは、海洋において廃棄物その他の物を船舶、航空機またはプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること、および、海洋において船舶、航空機またはプラットフォームその他の人工海洋構築物を故意に処分することと定義されている。附属書には投棄してはならない廃棄物および特別な許可を必要とする廃棄物のリストがある。

14 2004年の「バラスト水管理国際条約」

船舶のバラスト水や堆積物の管理のための基準と手順を設定することにより、バラスト水中に含まれる海洋有害生物の移動を防止することを目的とする。

本条約の下、全ての国際航行する船舶は、バラスト水と堆積物を船舶指定のバラスト水管理計画に従った基準に従った管理が義務付けられる。全ての船舶はまた、バラスト水記録簿の所持が義務付けられる。バラスト水管理基準はある期間にわたって段階的に導入される。移行措置として船舶は中央海域でバラスト水の交

	海洋環境保護標準	第 01 版
---	-----------------	---------------

換を行う。しかし最終的には、ほとんどの船舶はバラスト水処理装置の設置が必要となる。	
15	2001 年の「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約」
<p>船舶用付着防止塗料に含まれている有害な有機スズの使用を禁止するとともに、将来用いられる可能性のあるその他の有害物質の使用防止のための制度を設定している。締結国は、締約国を旗国とする船舶が自国の管理下で運行されている船舶、締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されている船舶、締約国の港、造船所または沖合の係留施設に入る船舶について、有害な船舶用付着防止塗料の利用を禁止および／または規制する義務を負う。禁止・規制される付着防止塗料のリストは、条約の附属書にあり、必要に応じて更新される。条約には、船に条約違反がある場合は、条約締結国が拘留等の処分を行うことができる、という条項が含まれる。</p>	
16	1975 年の「欧州における全欧安全保障協力会議の最終宣言」
<p>会議参加国は、経済発展と技術進歩が、環境保護、歴史遺産や文化的価値の保護と両立できること、環境への損害は予防手段によって回避できること、生態系のバランスは自然資源の探索と管理において維持できること、を確認した。</p>	
17	1982年の「国連世界自然憲章」
<p>生態系と生命体は人類によって利用されている大地、海洋、大気などの資源同様、最適で持続可能な生産性を維持できるよう管理すべきことが求められているが、他の生態系や共存する他の種の保全はそうにはなっておらず、危機に瀕している。社会的、経済的発展の計画と実現においては、それらの活動の一環として、自然の保護を考慮すべきである。</p> <p>自然の障害となる活動は、それが引き起こす結果を事前に評価しておくとともに、開発プロジェクトの環境影響研究を事前に十分実施し、もし影響がある場合は、その活動において想定される被害影響を最小化するような計画を立てるべきである。</p>	
18	1992年の「国連生物多様性条約」
<p>全締結国は、生物の多様性の保全および持続可能な利用を目的とする国家的な戦略、プログラム若しくは計画を作成し、または当該目的のため、既存の分野別、あるいは分野横断的な戦略、プログラム若しくは計画を調整すること。</p> <p>この目的のために、締結国は、とりわけ生態系および自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること、保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること、劣化した生態系を修復しおよび復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること、現在の利用と生物多様性の保護およびそれらの持続的な利用を両立できるような条件を整えるよう努力すること。</p>	
19	1946 年の「国際捕鯨取締国際条約」
<p>委員会は、独立の締約政府間機関若しくは他の公私の機関、施設若しくは団体と共同して、これらを通じて、または単独で次のことを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鯨族の現状および傾向並びにこれらに対する捕鯨活動の影響に関する統計的資料を集めて分析すること。 ● 鯨族の数を維持し、および増加する方法に関する資料を研究し、審査し、および頒布すること。 <p>委員会は、本条約の目的を遂行するため、適時、鯨および捕鯨に関する問題について締結国に対し勧告を行うことができる。</p>	
20	1990 年の「北太平洋の海洋科学に関する機関のための条約」
<p>機関の目的は、関係海域および当該海域の生物資源に関する科学上の知識を増進するための海洋科学研究を促進しおよび調整すること（当該研究には、当該海域に関し海洋環境並びに陸地および大気との相互作用、地球的気象および気候の変動における役割および反応、植物相、動物相および生態系の利用、および資源、並びに人間の活動が与える影響を含むが、必ずしもこれに限定されない）である。</p>	
<p>B. レンダーの要求</p>	
1	2013 年「エクエーター原則（赤道原則）」
<p>赤道原則（EPs）は、プロジェクトファイナンス取引における、環境・社会に対するリスクの決定、評価お</p>	



海洋環境保護標準

第 01 版

よび管理のための金融リスクマネジメントの枠組みであり、プロジェクト総額が 1,000 万米ドル以上の案件に適用される。赤道原則採択金融機関（EPFIs）は、借り手が赤道原則を遵守しないプロジェクトに対しては、ローンを提供しない。

2 IFC 国際金融公社のパフォーマンス基準 1：「社会・環境評価および管理システム」（2012 年 1 月 1 日）

クライアントは、他の責任のある政府機関や第三者機関と協力して適切に、環境および社会的な評価を実施するとともに、プロジェクトの性格と規模に応じ、且つ、環境および社会的リスクや影響とつりあった環境社会管理システムを構築し維持するべきである。環境社会管理システムは以下の要素を持つ：(i)戦略、(ii)リスクと影響の確認、(iii)管理プログラム、(iv)組織の能力と資格、(v)防災への備えと対応、(vi)利害関係者の関与、(vii)モニタリングとレビュー。

3 IFC 国際金融公社のパフォーマンス基準 3：「資源効率性および汚染防止」（2012 年 1 月 1 日）

基準は、プロジェクトレベルでの、資源への効果的な接近および、国際的に周知されている技術や実践に従った汚染防止や制御の概要を示している。加えて、基準は民間セクターがそのような技術や実践を、それらの利用が商業的に利用可能な技術やリソースに依存するプロジェクトにとって現実的な限りにおいて、採用するよう奨励している。

クライアントは汚染の放出を回避し、または、回避できない場合は最小化し、および／または、放出する濃度や量を調整する。これは、定期的、非定期的、および偶発的状況に起因し、汚染が局所的、地域的、および国境を超える恐れのある、汚染物質が大気、水域、土地への放出の際に適用される。潜在的な、既存の環境に対するプロジェクトへの悪影響に対処するため、クライアントは、(i)既存の周辺環境条件、(ii)環境の同化能力の限界、(iii)既存および将来の土地利用、(iv)生物多様性上重要な領域へのプロジェクトの近さ、(v)不確かな、および／または、不可逆な結論を持つ累積影響の可能性等の関連する要素を検討する。

4 IFC 国際金融公社のパフォーマンス基準 6：「生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理」（2012 年 1 月 1 日）

リスクと影響の識別過程では、直接・間接的に生物多様性や生態系サービスに対するプロジェクト関連の影響を考慮し、いかなる重要な未解決の影響も特定すること。その際、生物多様性や生態系に対する関連脅威、特に生息地の喪失、劣化と分裂、侵略的な外来種、乱開発、水場の変化、肥料、汚染などを考慮すべきである。何よりもまず、クライアントは生物多様性と生態系に対する影響を避けるための手段を探すべきである。影響の回避が不可能な場合、影響を最小化し、生物多様性と生態系を回復させる手段を実施しなければならない。生物多様性と生態系に対する長期的なプロジェクト影響の予測が困難であることから、クライアントは、プロジェクトのライフサイクルを通して、緩和し、条件の変化に応じた対策を行い、および、結果をモニタリングするなどの適応管理を実施すべきである。

5 環境・健康・安全（EHS）一般ガイドライン（2007年）

環境・健康・安全（EHS）一般ガイドラインは、特定の産業セクターにおけるEHS問題について、ユーザーに対するガイダンスを提供している産業セクターのEHSガイドラインとともに利用される。このEHSガイドラインには、既存の技術と合理的な費用で達成可能と通常みなされる程度の実行レベルおよび手段が含まれる。

6 海上石油ガス開発のための環境・健康・安全ガイドライン（2007年）

海上石油ガス開発のための環境・健康・安全ガイドラインには、地震調査および生産のための掘削、開発と生産活動、海底パイプラインオペレーション、海上輸送、タンカー積み下ろし、補助サポートオペレーション、廃棄に関連する情報が含まれる。また、海での石油・ガス活動の結果、発生するおそれのある陸上への影響についても取り扱う。

7 輸送のための環境・健康・安全ガイドライン（2007年）

輸送のための環境・健康・安全ガイドラインには、ばら積み貨物や商品の輸送に使われる船舶のメンテナンスに関連する情報が含まれる。輸送のためのEHSガイドラインは、化石燃料で運行する船舶に適用されるものであり、平和利用の原子力船については適用されない。



海洋環境保護標準

第 01 版

8 [港湾およびターミナルのための環境・健康・安全ガイドライン \(2007年\)](#)

港湾およびターミナルのための環境・健康・安全ガイドラインは商用港、貨物ターミナル、荷役を含む貨物乗客輸送、船のメンテナンス、港湾内活動に対して適用可能である。

9 [原油および石油製品ターミナルのための環境・健康・安全ガイドライン \(2007年\)](#)

原油および石油製品ターミナルのための環境・健康・安全ガイドラインには、原油、ガソリン、中間留分、航空機用ガス、潤滑油、残留燃料油、圧縮天然ガス (CNG)、液化石油ガス (LPG) および、パイプライン、タンカー、鉄道、トラックからの特殊製品等の大量輸送品の受け渡しをする陸上および陸地を基地とする石油保管ターミナルに関する情報が含まれる。

10 [液化天然ガス \(LNG\)施設のための環境・健康・安全ガイドライン \(2007年\)](#)

液化天然ガス (LNG)施設のための環境・健康・安全ガイドラインには、LNG基地積込み液化計画、海上輸送、再ガス化およびピークシェービングターミナルに関連する情報が含まれる。